

# 平成 29 年度

## 茨木市住宅用太陽光発電システム等

### 設置事業補助制度のご案内

#### 募 集 期 間

平成 29 年4月3日(月)～平成 30 年3月 16 日(金)

太陽光発電システムは電力需給開始日より6ヶ月以内、  
その他の設備は設置日より6ヶ月以内に申請してください。  
予算の範囲内で先着順に受け付けます。

市では地球温暖化対策の一環として、家庭における新エネルギー機器・省エネルギー機器の普及を促進するため、太陽光発電システム・家庭用燃料電池（エネファーム）※・太陽熱利用システムを設置した方に対して設置費用の一部を補助します。

※家庭用燃料電池（エネファーム）は太陽光発電システムと同時申請の場合のみ補助します。



茨 木 市

## 注意点

- ・様式を昨年度から一部変更しています。昨年度の様式での申請はできません。
- ・家庭用燃料電池は太陽光発電システムと**同時申請のみ**補助対象です。
- ・太陽光発電システムは**電力受給開始日から**、その他の設備は**設置日から6か月以内**に申請してください。募集期間内であっても6か月を超えた場合は**補助対象外**です。
- ・提出書類には朱肉を使った印を押し、間違えた場合は二重線で訂正して申請書と同じ印で訂正印を押ししてください。(修正液等は使用しないでください。)

## 補助制度概要

### ◆補助対象システムと補助金額

対象設備	補助金額
太陽光発電システム（容量 10kW 未満）	1kW あたり 12,500 円、上限 50,000 円
太陽光発電システムと同時申請の家庭用燃料電池（エネファーム）※	40,000 円
自然循環型太陽熱温水器	30,000 円
強制循環型ソーラーシステム	40,000 円

※燃料電池発電ユニットを既設の給湯器に設置する場合は補助対象外です。

～太陽光発電システムの補助金額計算方法（例）～

215W のパネルを 15 枚設置した場合

①最大出力値の計算

$$215\text{W} \times 15 \text{ 枚} = 3225\text{W} = 3.225\text{kW} \Rightarrow \underline{3.23\text{kW}}$$

②補助金額の計算

$$3.23\text{kW} \times 12,500 \text{ 円/kW} = 40,375 \text{ 円} \Rightarrow \underline{40,300 \text{ 円}}$$

小数点以下3桁目を四捨五入

100円未満を切り捨て

### ◆応募要件

- ①本市の住民票に記載されている個人がその住所において、対象システムを設置していること。(設置後の申請です。)
- ②太陽光発電システムは電力会社と電力の受給契約を開始した日から、その他の設備は設置日から**6か月以内**の申請であること。
- ③納付すべき納期限の到来した市税を**完納**していること。  
(未納や分納中のものがある場合は補助を受けられません。)
- ④過去に茨木市から補助を受けようとしている設備と同一種類の設備の補助金を受けていないこと。
- ⑤中古、自作品でないこと。

◆募集期間

**平成 29 年4月3日(月)～平成 30 年3月 16 日(金)**

※土、日、祝祭日は除きます。※予算に達した場合は受付を終了します。

◆提出書類

提出する際には、チェックシートで不備が無いか必ずご確認ください、申請書類と併せてご提出ください。

【各設備共通】

1. 申請書（様式第 1 号）
- ※ 2. 設備の設置費に係る領収書の写し
- ※ 3. 設備の設置費に係る内訳明細書の写し
4. 申請者の住民票（申請日前 3 月以内に取得したもの）
5. 同意書（様式第 2 号）
6. 誓約書
- ※ 7. (申請者と住宅の所有者が異なる場合)建物の所有者の承諾書
8. (申請者が自ら居住する集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合)建物の所有を証明する登記事項証明書

【太陽光発電システム】

- ※ 9. 竣工検査の試験記録書 ※
10. 太陽光発電システムの設置状態を示すカラー写真
11. 電力会社との電力需給契約の内容が確認できる書類

【家庭用燃料電池・自然循環型太陽熱温水器・強制循環型ソーラーシステム】

13. 機器の設置状態を示すカラー写真
14. 保証書等の設置日が記載された書類の写し

※2, 3, 7, 9 は所定の様式はありませんが、記入様式を市でも用意しております。

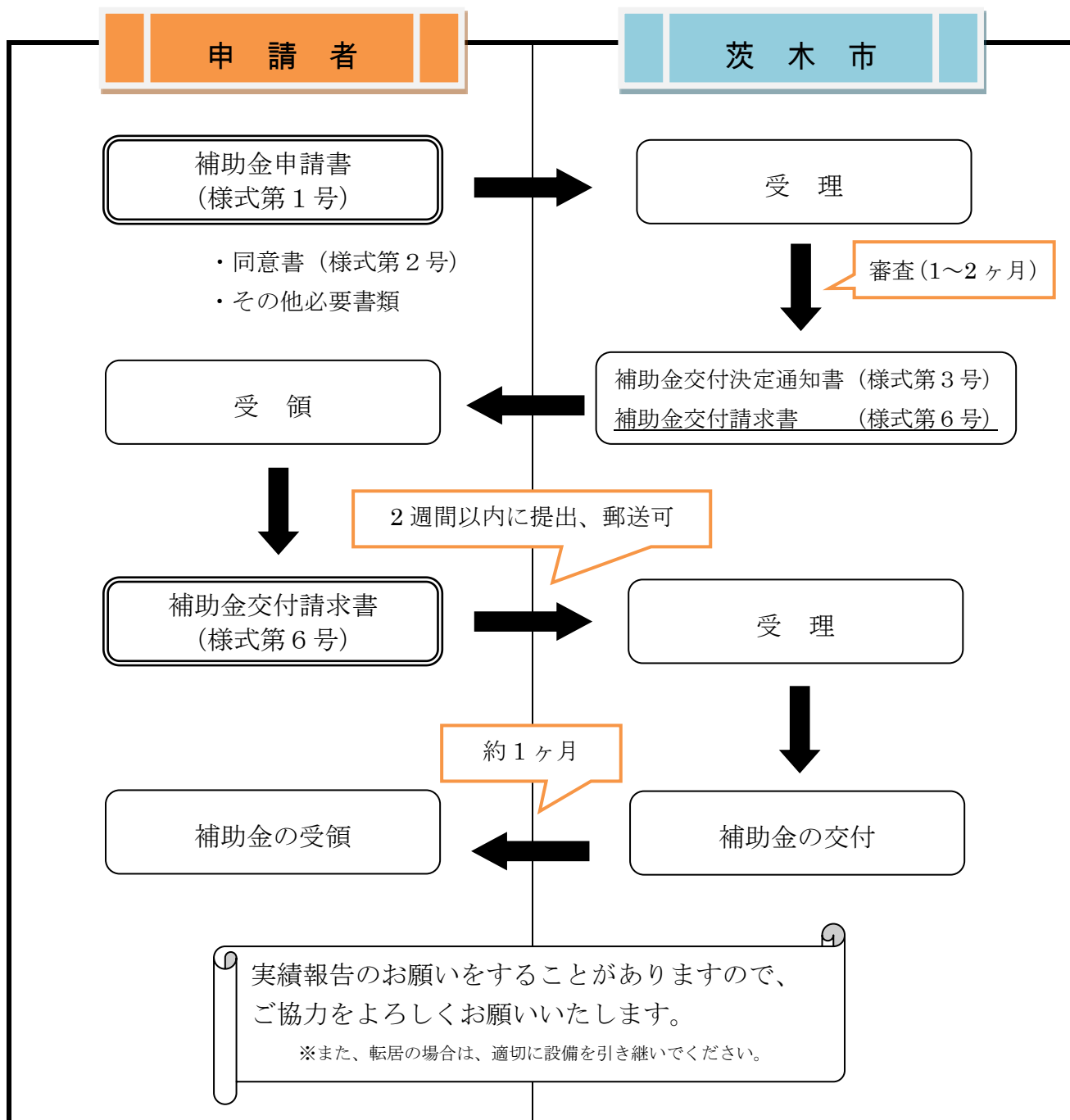
市の様式を使用する場合は原本をご提出ください。

※7 と 8 は必要な方のみ。

※場合によっては、その他の書類の提出を求めることがあります。

### ◆申請から交付までの流れ

二重線で囲んでいる書類は、申請者の方から市へ提出していただくものです。



#### <問い合わせ・申し込み先>

茨木市 産業環境部 環境政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 本館2階⑬番窓口

TEL : 072-620-1644 FAX : 072-627-0289

E-mail : kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

HP : <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/index.html>





様式第1号(第6関係)

平成 年 月 日

(申請先) 茨 木 市 長

(〒 - )

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

電話番号

携帯電話・FAX 等

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請書

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金の交付を申請します。

設備の種類	補助対象経費(税抜)	設備別補助申請額 (100円未満切捨て)
<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム	円	<input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> 00円
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池 ※太陽光発電システムと同時申請に限る	円	<input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> 00円
<input type="checkbox"/> 自然循環型太陽熱温水器	円	<input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> 00円
<input type="checkbox"/> 強制循環型ソーラーシステム	円	<input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> 00円
補助申請額の合計		<input type="text"/> <input type="text"/> , <input type="text"/> 00円
建築の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築	建物の区分 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅
設置建築物の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者が単独で所有 <input type="checkbox"/> その他 ※住宅の所有者全員の承諾書が必要	
問合先	<input type="checkbox"/> 申請者	
	<input type="checkbox"/> 業者 (業者名) (担当) (電話番号)	
	<input type="checkbox"/> その他 (電話番号)	

※該当する□に✓を記入してください。

(設備の概要等)

住宅用太陽光発電システム

電力需給開始日	平成 年 月 日		
設置太陽電池に関する事項	製造業者名		
	モジュール型式	公称最大出力値	枚数
		W/枚	枚
		W/枚	枚
		W/枚	枚
		W/枚	枚
	最大出力値 (小数点以下3桁目を四捨五入)	□ □ □ kW	

家庭用燃料電池・自然循環型太陽熱温水器・強制循環型ソーラーシステム

設置日	平成 年 月 日 ※保証書等に記載された購入日又は引渡日 (設備の設置日以後に住宅の引渡しを受けた場合は、住宅の引渡日)		
設置機器	製造業者名	型式番号	製造番号

添付書類

(各設備共通)

- (1) 設備の設置費に係る領収書の写し
- (2) 設備の設置費に係る内訳明細書の写し
- (3) 申請者の住民票の写し(申請日前3月以内に取得したもの)
- (4) 同意書(様式第2号)
- (5) 申請者と設備を設置する住宅の所有者が異なる場合は、建物の所有者の承諾書
- (6) 申請者自らが所有し、居住する集合住宅に対象システムを設置する場合は、建物の所有を証明する登記事項証明書(申請日前3月以内に取得したもの)

(住宅用太陽光発電システム)

- (1) 住宅用太陽光発電システムの竣工検査の試験記録書の写し
- (2) 住宅用太陽光発電システムの太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの設置状態並びに当該設備を設置した住宅の外観を示すカラー写真
- (3) 電力会社との電力供給契約の内容が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(家庭用燃料電池等)

- (1) 家庭用燃料電池等の機器本体の設置状態及び全てのユニットの製造番号が分かるカラー写真
- (2) 保証書等設置日が記載された書類の写し(設置日以後に住宅の引渡しを受けた場合にあっては、当該住宅の引渡日が記載された書類の写し)
- (3) その他市長が必要と認める書類

同 意 書

平成 年 月 日

（提出先）茨木市長

住 所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金の申請に伴い、次の納付状況（納付額、申告の有無等）の確認のため、茨木市長が照会することに同意します。

個人 又は 法人	市民税（普通徴収・特別徴収） 固定資産税 都市計画税 固定資産税（償却資産） 軽自動車税 法人市民税
----------------	---

様式（第3関係）

誓約書

平成 年 月 日

（あて先）茨木市長

住所

氏名

印

（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び  
代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

性別

私は、次の事項について誓約します。

なお、この誓約の内容に関して必要な場合には、自己の法人その他の団体の役員等の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿を本人の同意の上、提出するとともに、大阪府茨木警察署に照会することを承諾します。

自己又は自己の法人その他の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団密接関係者

上記の(1)から(3)までに該当するものがあつた場合は、茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱第5第1項に基づく措置を受けることを承諾します。

この様式に記載された個人情報は、暴力団を排除する目的以外には使用しません。



(裏面)

茨木市暴力団排除条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号及び第4条第1項において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4)~(6) (略)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抜粋)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)~(5) (略)
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) (略)

茨木市暴力団排除条例施行規則(抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうち暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの  
ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)  
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(ウにおいて「営業所等」という。)の業務を統括する者  
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

**住宅用太陽光発電システム等設置事業補助制度 提出書類チェックシート**  
 このチェックシートで全ての書類が揃っていることを確認し、申請書類と一緒に提出してください。

全般	※消えるボールペン、修正液は使用しないでください	
	印鑑は朱肉を使って押している(スタンプ印は不可)	<input type="checkbox"/>
	間違えた場合は二重線を引き、申請書と同じ印鑑で修正印を押している	<input type="checkbox"/>
申請書 (様式第1号)	設備別補助金額は正しく記入している 太陽光発電システム・・・最大出力値に12,500円をかけて、100円未満を切り捨てる(上限50,000円) 家庭用燃料電池(エネファーム)・強制循環型ソーラーシステム・・・40,000円 自然循環型太陽熱温水器・・・30,000円	<input type="checkbox"/>
	補助申請額は設備別補助金額の合計を記入している	<input type="checkbox"/>
	設置建物の所有者(単独・その他)→申請者以外の所有者全員の承諾書が必要です	
	記入漏れ、押印漏れはない	<input type="checkbox"/>
申請書 裏面	太陽光発電システム	
	電力受給開始日は、電力受給契約書の受給開始日または契約変更日と一致している	<input type="checkbox"/>
	電力受給開始日は、申請日より6か月以内である	<input type="checkbox"/>
	製造業者名、モジュール型式等は正しく記入している	<input type="checkbox"/>
	最大出力値は小数点以下3桁目を四捨五入した値を記入している	<input type="checkbox"/>
	家庭用燃料電池、太陽熱利用システム	
	設置日は、保証書等に記載されている設置日と一致している	<input type="checkbox"/>
設置日は、申請日より6か月以内である	<input type="checkbox"/>	
	型式番号と製造番号は添付書類のカラー写真と一致している	<input type="checkbox"/>

【添付書類(全設備共通)】

領収書の写し	名前は申請者と同一である	<input type="checkbox"/>
	但し書き等で、対象設備設置に係る経費であることがわかる	<input type="checkbox"/>
内訳書の写し	機器費、設置工事費等の内訳金額が記載されている	<input type="checkbox"/>
申請者の 住民票	申請日の3か月以内に取得したものである	<input type="checkbox"/>
	個人番号(マイナンバー)は記載されていない	<input type="checkbox"/>
同意書 (様式第2号)	印鑑は申請書と同じものを使用し、記入漏れがない	<input type="checkbox"/>
誓約書	印鑑は申請書と同じものを使用し、記入漏れがない	<input type="checkbox"/>

【添付書類(太陽光発電システム)】

竣工検査の 試験記録書	※出力対比表、パワーコンディショナの検査成績書は不可	
	同一システムのものであり、システムに異常がないことがわかる	<input type="checkbox"/>
	検査を行った業者名や検査日が記載されている	<input type="checkbox"/>
カラー写真 (3種類)	設置住宅全体の写真、パネル(太陽電池モジュール)、パワーコンディショナの写真	<input type="checkbox"/>
電力受給契約の 内容が 確認できる書類	※関西電力の場合は「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」のコピー 契約者名と発電設備設置場所は申請書と同一である	<input type="checkbox"/>

【添付書類(家庭用燃料電池・太陽熱利用システム)】

カラー写真 (2種類)	機器全体の写真、型式番号と製造番号がはっきりとわかる写真 (ユニットが分かれている場合は、全てのユニットの写真が必要)	<input type="checkbox"/>
設置日が 記載された書類	(機器の保証書)日付、業者名、所在地、型式番号の記載がある	<input type="checkbox"/>
	(住宅の引渡書)申請者の住所・氏名、引渡日、業者名の記載があり、業者の押印がある	<input type="checkbox"/>

【その他必要な書類】

承諾書	※申請書の「設置建物の所有者」欄でその他にチェックした場合必要 申請者以外の所有者全員のものが揃っている	<input type="checkbox"/>
-----	---	--------------------------